

調達管理番号・案件名

26a00324 全世界(広域)中南米地域を中心とした南南・三角協力及び知識共創とサーキュラー協力の係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年7月13日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	15	企画競争説明書 第2章特記仕様書案 第4条調査の内容 P.15 2)現地調査 および 第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 p.24 (2)業務量目処 2)渡航回数の目処	現地調査について、「2026年10月～2月の間で計3回を想定」との記載があります。 他方、渡航回数の目処では、延べ12回との記載となっていました。 現地調査の計3回とはどのような想定でしょうか？(例：3回異なる時期に4名が渡航するので、延べ12回の想定、など)	「2026年10月～2月の間で計3回を想定」との記載は、現地調査を実施する時期・機会として3回を想定しているという趣旨です。 一方、「渡航回数の目処(延べ12回)」については、全業務従事者による渡航回数の合計を示しています。 例えば、3回の現地調査のそれぞれに複数名が参加する場合、現地調査の実施回数は3回であっても、個人ごとの渡航回数を合計すると延べ12回となることが想定されます。 なお、これらの回数はあくまでJICA側の想定であり、最適な実施体制や渡航計画については、プロポーザルにおいてご提案いただくことも可能です。
2	16	企画競争説明書 第2章特記仕様書案 第4条調査の内容 (2)調査内容の補足説明 P.16 5)マルチアクター対話・ラウンドテーブルの実施、並びに発信支援	「リスボン会議におけるラウンドテーブルのプレナリー又はサイドイベントセッションの実施支援」に関して、受注コンサルタントに期待される具体的な役割・責任分担(例：セッション企画、登壇者・参加者調整、ファシリテーション、資料作成・記録整理等)について、JICA側の想定を教えてください。	「リスボン会議におけるラウンドテーブルのプレナリー又はサイドイベントセッションの実施支援」については、資料作成および記録整理を受注者に必須業務として実施いただくことを想定しています。 また、対面参加者については1名を想定しており、セッション運営の支援に加え、関係者との情報交換や関係構築など、ネットワーキングの強化に資する現地活動を行っていただくことを期待しています。 その中で、その他の役割が生じることがあるかもしれませんが、契約締結後の協議を通じてご相談させていただきます。
3	16	企画競争説明書 第2章特記仕様書案 第4条調査の内容 (2)主な調査項目とそのスケジュール P.15 2)現地調査 および (2)調査内容の補足説明 P.16 4)案件形成案の提案と実践(PoC)	今後の協力モデルの試行的取組みについての提案に係る協議などは、現地調査で行う想定でしょうか？ 現地調査での想定とすれば、対象国はp10「想定する現地調査国」に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	今後の協力モデルの試行的取組みの現場は日本と現地いずれも含まれうると考えており、国内作業・現地調査双方を活用して提案及び提案いただくことを想定しています。 なお、現地調査国については p.10 に記載のとおり想定しておりますが、それ以外の国の想定があればプロポーザルにてご提案いただくか、業務実施中にご相談いただくことも可能です。

4	17	PoCの内容	PoCが「3)今後の協力モデルと案件形成ガイドライン案の作成」(事業の最終まとめ時期の実施が想定される)を受けての実施事項として記載されています。準備及び試行、結果のまとめにかかる時間を踏まえると事業の早い段階から取り組む必要があると考えますが、実施タイミングの想定はございますか	PoCについては、事業の最終段階のみで実施するのではなく、契約締結後、準備が整い次第着手し、事業全体を通じて段階的に実施することを想定しています。その結果や得られた知見を随時整理・反映しながら、「今後の協力モデル」及び「案件形成ガイドライン案」の作成と並行して検討を進める想定です。スケジュールの目安としては、9月上旬～下旬頃に協議・選定を行い、その後準備が整い次第着手し、事業全体を通じて段階的に実施することを想定しています。
5	17	ラウンドテーブルでの受注者の役割	OECD・ポルトガル政府主催の会議における受注者の役割は、セッション企画や登壇者調整まで想定されていますでしょうか	質問2の回答を参照ください。
6	17	企画競争説明書 第2章特記仕様書案 第4条調査の内容 (2)調査内容の補足説明 p.16 3) 今後の協力モデルと案件形成ガイドライン案の作成 p.17 第5条報告書等 No.7協力モデル/案件形成ガイドライン案	「今後の協力モデルと案件形成ガイドライン案の作成」に関し、報告書の様式として和文、英文、西文との記載があります。本ガイドラインの想定読者(対象者)をご教示ください。(特に、英文、西文の対象を教えてください)	「今後の協力モデルと案件形成ガイドライン(案)」の想定読者は、JICA関係者に加え、三角協力で携わる各国の関係機関を想定しています。 具体的には、 西文版:中南米諸国JICA在外拠点のナショナルスタッフ(NS)、開発協力庁等のカウンターパート機関、および三角協力参加国の関係者を主な対象としています。 英文版:全世界JICA在外拠点のナショナルスタッフ(NS)、開発協力庁等のカウンターパート機関、および三角協力参加国の関係者を対象としています。
7	22	中期的人材活用戦略の意味合い	現地人材活用方針として「中期的人材活用戦略」と入っているのは、本プロジェクト後も今後のJICAのサーキュラー協力案件の有識者となれるような人材の育成を本調査で行って欲しい、という意図でしょうか。	本調査の中での人材育成は想定しておりません。「中期的人材活用戦略」の主眼は、今後各分野における三角協力(サーキュラー協力)を担う人材を可視化し、ネットワーク化するとともに、協力の継続性を支える仕組みを検討することにあります。そのため、本調査では将来的に協力をリードし得る人材の発掘・整理や、人材基盤(プラットフォーム)の形成につながる提案を期待しています。
8	30	第3章プロポーザル作成に係る留意事項 4.見積書作成にかかる留意事項 p.30 (4)定額計上 1「案件形成PoCに係る実証事業費」	実証事業実施費の範囲に「旅費・交通費(航空券、日当、宿泊料)、車両関連費…」とありますが、受注者分は含まれず、実施団体のみが試行的取組みに参加するという理解でよろしいでしょうか。	実施団体が試行的取組みを実施するということを想定しています。そのため、定額計上としている実証事業実施費には、受注者分の旅費・交通費等は含まれません。ただし、契約締結後の協議の結果、再委託ではなく受託団体が直接活動を行うことになった場合は契約変更を通じて費用をつけかえることは可能です。

以上